八代市農業再生協議会規約

平成23年4月22日制定 平成24年4月17日一部改正 平成25年4月 9日一部改正 平成26年3月13日一部改正 平成26年4月14日一部改正 平成27年2月10日一部改正 平成28年4月12日一部改正 平成30年4月18日一部改正 平成30年4月18日一部改正 令和 2年7月29日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、八代市農業再生協議会(以下「協議会」という。)という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、八代市とする。

(目的)

- 第3条 協議会は、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を目的とする。 この他、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用等に資することを目的とする。 (事業)
- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 畑作物の直接支払交付金及び収入減少影響緩和交付金の推進に関すること。
 - (2) 水田活用の直接支払交付金の推進に関すること。
 - (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
 - (4) 対象作物の生産数量目標の設定に関すること。
 - (5) 農地の利用集積に関すること。
 - (6) 産地生産基盤パワーアップ事業の推進に関すること。
 - (7) 高収益作物次期作支援交付金に関すること。
 - (8) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に関すること。
 - (9) この他、地域農業を振興するために必要なこと。

第2章 会員等

(協議会の会員)

- 第5条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 八代市
 - (2) 八代地域農業協同組合

- (3) 八代市農業委員会
- (4) 八代平野南部土地改良区
- (5) 八代平野北部土地改良区
- (6) 熊本県農業共済組合八代·葦北支所
- (7) 生產調整方針作成者
- (8) 八代市認定農業者連絡協議会
- (9) 宮地営農組合
- (10) 実需者団体
- (11) 農地利用集積円滑化団体(八代地域農業協同組合)

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在地 及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なけれ ばならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第8条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(顧問)

- 第9条 協議会に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、関係機関及び団体等から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、協議会の相談を受け、意見を述べることができる。 (役員の任期)
- 第10条 役員の任期は、3年とする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第11条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第12条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、 その役員を解任することができる。この場合においては、協議会は、その総会の開催 の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の 前に弁明する機会を与えるものとする。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

- 第13条 役員及び会員団体の代表者は無報酬とする。ただし、役員及び会員団体の代表 者以外の、協議会業務に従事する者には、報酬を支給することができる。
- 2 役員等には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、八代市報酬及び費用弁償条例の規定を準用する。

第4章 総会

(総会の種別等)

- 第14条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、会長が行うこととする。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第15条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開 及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

- 第16条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第18条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第17条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を

議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること
- (5) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第18条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
 - (1) 協議会規約の変更
 - (2) 協議会の解散
 - (3) 会員の除名
 - (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第19条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催前までに協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第16条第1項及び第4項並びに第18条の規定の適用については、第1項の規定 により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第19条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任され た議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第23条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

- 第21条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、第23条第3項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 八代地域農業協同組合営農部長

- (3) 中央総合営農センター長、北部総合営農センター長
- (5) 熊本県農業共済組合八代·葦北支所事業課長
- (6) 八代市農業振興課長
- (7) 八代市各農林水産地域事務所長
- (8) 八代市農業委員会事務局長
- (9) 八代市農地整備課長
- (10) 八代市認定農業者連絡協議会事務局長
- (11) 八代平野北部土地改良区事務局長
- (12) 八代平野南部土地改良区事務局長
- (13) 生產調整方針作成者
- (14) 宮地営農組合
- (15) 実需者団体
- (16) その他会長が認めるもの
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

- 第22条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

- 第23条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、八代地域農業協同組合(八代市古城町2690)、八代市(八代市松江城町1-25)に事務局を置く。
- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 八代地域農業協同組合営農部農産・い業課
 - (2) 八代市農業振興課及び支所農林水産地域事務所
- 3 協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 4 事務局長は、会長が任命する。
- 5 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 6 事務局長は、八代市農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに 八代市農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者並 びに八代市農業再生協議会公印取扱規程第8条第1項の公印管理責任者を兼務する ことができる。

(業務の執行)

第24条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各

号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監查実施規程
- (5) 臨時職員任用等取扱規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第25条 協議会は、第23条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
 - (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第26条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(出納閉鎖期間)

第27条 地域協議会の出納閉鎖期間は、事業年度翌年度の4月末日までとする。

(資金)

- 第28条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 経営所得安定対策等推進事業費補助金
 - (2) 高収益作物次期作支援交付金に係る推進事務費
 - (3) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業に係る推進事業費
 - (4) 県からの補助金・交付金
 - (5) 市からの補助金・交付金
 - (6) その他の収入

(資金の取扱い)

第29条 協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第30条 協議会の事務に要する経費は、第28条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総 会の議決を得なければならない。

(監査等)

- 第32条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催 日の前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書

- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第23条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。 (報告)
- 第33条 会長は、第31条に掲げる書類及び前条1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、県に提出しなければならない。

第8章 協議会規約の変更

(届出)

- 第34条 この規約及び第24条各号に掲げる規程に変更があった場合は、協議会は、遅滞なく県に届出なければならない。
- 第35条 協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより 返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有 する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第36条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるものの ほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定め る。

附則

- 1 この規約は、平成23年4月22日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員の選任については、第7条第2項中「総会」とあるのは、 「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第10条第1項の規定に かかわらず平成25年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については、第30条中「総会」と あるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 協議会の設立初年度の会計年度については、第26条の規定にかかわらず、この規 約の施行の日から当該年度の3月31日までとする。
- 5 協議会は、本協議会に移行した八代市水田農業推進協議会の事務を継承する。
- 6 経営所得安定対策及び直接支払推進事業に係る改正点については、平成25年度予算 成立後から施行する。
- 7 この規約は、令和2年7月29日に一部改正する。

8 この規約は、令和3年2月26日に一部改正する。